

日南市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、避難路等に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の除却又は地震に対して安全な構造である塀等への建替えに要する費用について、日南市危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ブロック塀等」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第62条の8の規定による補強コンクリートブロック造の塀又は同令第61条の規定による組積造の塀とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日南市内に存するもの
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により健全性が確保されていないと日南市が確認したもの
- (3) 日南市地域防災計画又は日南市建築物耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路の沿道（以下「道路」という。）に設置されたもの若しくは日南市地域防災計画に位置付けられた避難場所に隣接して設置されたもの。
- (4) 道路面又は避難場所に接面する高さが1.4m以上のもの
- (5) 除却後の高さが道路面から0.8m以下のもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、ブロック塀等の除却又は地震に対して安全な構造である塀等への建替えに要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、237,000円を上限とし、次に掲げる額のうちいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 1敷地につき、356,000円
- (2) 除却するブロック塀等の延長に対し、12,000円/m
- (3) 建替えるブロック塀等の延長に対し、27,000円/m

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日南市民であって、第2条に規定するブロック塀等を所有している者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、補助対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納している者（補助対象者と生計を同一にする者が滞納している場合を含む。）
- (2) 日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

2 市長は、前項の市税を滞納している者が、市税の完納その他市長が認める措置を行ったときは、同項の規定にかかわらず補助対象者とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 日南市民であることを証明する書類の写し
- (2) ブロック塀等の位置図
- (3) ブロック塀等の配置図（方位、敷地境界、危険ブロック塀等の位置を明示すること。）
- (4) 除却前のブロック塀等の写真
- (5) ブロック塀等が設置されている土地の登記簿謄本
- (6) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (7) 委任状（代理人の申請による場合）
- (8) 危険ブロック塀等の除却後に塀又は門柱等を建築する計画がある場合にあつては、当該計画図
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不交付と決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付決定の通知を受けた後、速やかに補助対象工事に着手しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、必要と認める条件を付することができる。

(変更等の承認)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金交付申請の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに補助事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（別記様式第5号）に市長が指示する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助事業計画変更(中止、廃止)承認通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、変更の決定の承認をした時は、市長は、必要と認める条件を付することができる。

3 前項の規定により、補助事業の中止又は廃止が承認された場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遅滞等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、計画どおりの期間内に補助事業を遂行することが困難となった場合等においては、速やかに事業遅滞等報告書（別記様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告を受理したときは、その内容を確認し、事業遅滞等に関する指示書（別記様式第8号）により補助事業者に指示するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況の写真
- (2) 補助対象事業に要した経費を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書(別記様式第 10 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書(別記様式第 11 号)に必要事項を記入し、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施において、不正の行為があったとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。